

別紙 1

愛媛県立宇和島南中等教育学校校舎警備業務委託仕様書(案)

1 警備対象物件

学校名 愛媛県立宇和島南中等教育学校
所在地 宇和島市文京町5番1号

2 委託業務

- (1) 校舎内侵入異常の感知
- (2) 火災異常の感知
- (3) 各種感知器（漏電、受水槽の満減水他）による上記（2）以外の異常感知
- (4) 上記（1）から（3）の異常発生時の対応
- (5) 最終機械警備切り替え時刻において、設定が完了していない場合の機械警備切り替え設定処理（校内巡回確認及び施錠・設定業務）

3 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 校舎内侵入異常の感知方法

(1) 警備範囲

別紙平面図により示された範囲とする。

(2) 警備機器

- ア 警備範囲内の侵入等の異常を的確に感知可能な警備業務用機械装置を設置する。
なお、画像センサー設置については、別紙平面図に示された箇所に設置する。
- イ 火災情報等の設備異常については、既設の感知器から移報する装置を設置する。
ただし、資料館（1階・2階）については火災情報設備が無いので装置を設置する。
- ウ 落札者は、事前準備として落札決定後の翌日から平成31年3月31日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設備工事を行うことができるものとする。

(3) 通信回線

各種感知器の信号受信のための通信回路は、受託者（警備会社）の負担により設置する。

5 警備機器の運用

- (1) 異常発生箇所の速やかな特定を前提に、警備範囲を3ブロックに分ける。
なお、ブロック毎にセット及びリセットできるものとする。

| | |
|--------|--|
| 第1ブロック | (第1教棟) 技術教室・技術準備室・工作機械室・美術教室・美術準備室・LL視聴覚教室・LL視聴覚準備室・音楽教室・音楽準備室・芸術準備室・芸術教室(本館・第2教棟) 事務室・校長室・保健室・職員室・進路室・FG・第1パソコン室・図書館(AVライブラリー・司書室) (第3教棟) (第4教棟) 被服教室・家庭科準備室・試食室・食物教室・第2パソコン室・物理準備室・理科準備室・生物準備室・化学準備室 |
|--------|--|

| | |
|-----------------|---|
| 第2ブロック | (第2教棟) 体育職員室 |
| 第3ブロック (資料館) | (資料館) 玄関フロア・資料管理室・資料室Ⅰ・資料室Ⅱ・階段フロア・ 展示室兼会議室・ |
| 各ブロック 共通仕様 | 各教棟の廊下(1階から4階)は、廊下センサーを設置 |

- (2) それぞれの警備ブロックに警備の開始・解除を行うICカード方式の制御装置を設置する。カードの枚数は、職員数に準ずる。
- (3) 第1、第2ブロックに最終出入口施錠用鍵の保管用キーボックスを設置する。キーボックスには4本の鍵が保管可能なこと。キーボックスはカード式又は暗証番号・カード併用式とし、番号を任意に変更できるものとする。
- (4) 本館1階西側通用門を最終出入口とし、最終施錠方法は電気錠とする。
- (5) 宿直室に「全エリアの警備設定状況がわかる表示盤」を設置する。
- (6) 定める重点防犯エリアについては、違法行為者の侵入を画像・音声等により、監視センターで監視できる警備機器とする。
- (7) 正門は、門扉を閉めることとし、施錠はしないものとする。
- (8) 警備機器の取扱説明書を備える。

6 警備の対象時間

警備対象時間は、警備区域の全部または一部の区域の開始設定からすべての区域の解除までとする。また、事前の連絡がなく、午後11時30分を過ぎても全警備区域の開始設定が完了しない場合は、受託者が学校に確認の電話をする。電話の対応がなく確認できない場合は、警備区域の巡回確認を行う。

7 警備要員の配置

受託者は、防犯・火災等の異常発生後、速やかに(警備業法第43条の都道府県公安委員会規則に定める基準に従い)現場に到着できるよう、警備要員の配置を行う。

8 異常情報受信の際の対応

- (1) 受託者は、異常発生を受信したときには、警備要員を速やかに現場に派遣し、異常の確認をするとともに、事態の拡大防止に努める。
- (2) 受託者は、必要に応じ、予め定めた緊急連絡者に遅延なく連絡するとともに、関係機関へ通報する。

9 火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。監視時間は終日とする。なお、対応については、上記「8」と同様とする。

10 各種感知器の異常感知の監視

受託者は、各種感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行う。監視時間は終日とする。

11 警備状況の報告

受託者は、機動警備報告書を作成し、1ヶ月に1回委託者に報告しなければならない。また、異常時又は委託者から要求があった場合は、その都度警備状況について報告しなければならない。

12 損害賠償

受託者が、本仕様書の条項違反あるいは故意、過失により愛媛県若しくは第三者に損害を与えた場合、受託者は、対人賠償、対物賠償を合わせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負う。

13 その他

(1) この仕様書は、警備方法の大要を示すものであるから、警備上付帯的に実施しなければならないものについては、この仕様書に記載してないものであっても、必要に応じ協議して実施するものとする。

なお、入札書の提出にあたっては、本仕様書と同等、もしくはそれ以上の運用方法及び構成機器とすること。

(2) 落札者は落札決定後速やかに警備機器の種類、個数、設置場所を明記した一覧表及び平面図を作成し提出すること。

14 警備機器の保守点検

受託者は、警備機器の正常な機能を維持するため適宜に点検を行い、万一異常を認めたときは延滞なく必要な処置を講じること。